



安全
安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No167号 2012.06.10
発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikekai.com>

万全の理論武装で控訴審を闘う！

6月2日、JAL解雇撤回愛知の会主催で学習決起集会

地裁の不当判決について今村弁護士と名古屋大学の和田教授が講演

6月2日、名古屋金山労働会館東館ホールにて、JAL解雇撤回愛知の会主催の判決学習決起集会が行われました。東京から、弁護団の今村幸次郎弁護士が「原判決についての不当な認定基準について」報告を行い、それを受け名古屋大学、和田肇教授が講演を行いました。



不当判決の繰返しは裁判所の権威を落とす…松本弁護士からのメッセージ

開会の挨拶として、世話を一人である松本弁護士からメッセージが紹介されました。

＝松本先生からのメッセージ＝

この判決は常識的に考えて敗訴はあり得ないと思っていた。判決の論理はこじつけだらけ。真実にむりやり背を向けたこの判決は、まるで裁判所の中に沈まぬ太陽に描かれたような人権抑圧の企業姿勢が横行している状態だといえるのではないか。しかしあまりにも露骨に企業に肩入れした判断を繰り返すことは、企業と裁判所の弱点になり、裁判所は何の説得力も権威もなくなり、社会から批判を浴び、企業は

例え裁判に勝ったとしても横暴を通すことはできなくなるのではないかでしょうか。今、世界的にパイロット不足が叫ばれています。しかしJALでは55歳以上の機長、48歳以上の副操縦士が解雇されているというのは実に矛盾しています。不足しているのは、低賃金で過酷な労働をこなすパイロットということにすぎないのではないか。日本航空、国土交通省、裁判所がなりふり構わず一体になって、安全を無視し、利潤追求に必死になっている。これに対して国民の怒りと反撃はどんな理不尽な判決をもってしても認めることはできないでしょう。ともに頑張りましょう。

判決の底流にある「会社更生法下だから解雇はしょうがない」…今村弁護士の講演

2件の裁判でありながら、両判決ともに整理解雇法理の適用は相当としながらも、会社更生法下にあることは重要な要素であるとしていることに、おおきな特徴がある。つまり、会社更生法下にあるので、解雇はしようがないよ、という流れが底流にある、と分かりやすく解説されました。

また、後半に出された4件の学者意見書は、まさに

テーブルをひっくり返すようなものであったが、裁判所は証拠として採用することを却下した。し



かしそれは時期に遅れたためというよりは、出す必要がなかったため却下されたというのが実情でしょう。

この判決は現実としての様々な証拠がふっとんでしまい、まさに意見書にマインドコントロールされたものです。

控訴審に向けては、

①解雇された労働者の痛み、不利益を具体的に主張・立証していく



②安全を阻害する解雇は許されないことを明らかにする

③本件解雇は組合活動家の排除、労働組合の弱体化をねらったものであることを示す

④更生計画・事業計画に関する一面的な解釈の誤りをたたず

等を柱に組み立てて闘います。勝利判決をめざしてがんばりましょう。

主観的、情緒的な表現が多くみられることが判決の弱点…和田教授の講演

高裁では更生手続き下の解雇に関する整理解雇法理の適用が大きな争点になるとと思う。この判決はおかしいと思うが、おかしいと言っているだけでは裁判所を説得できない。労働法学者として、裁判所を説得し得る理論武装が必要であり、国民的な運動と理論武装を車の両輪として闘う必要があります。

会社更生下の整理解雇は数が少ないので、新しい理屈を考える必要があります。会社意見書を書いた学者は倒産法の権威であるといえる方ですの

で、弁護士など皆で勉強して更生法の部分をのり越えれば、我々労働法の世界になる。素材を充分研究し、労働法学者も全力でサポートしていきたい。

裁判は情緒的な表現を嫌うものです。怒りはあっても客観的に冷静に論理的に表現するというトレーニングを受けている。



しかし、この判決は主観的、情緒的な表現が多く見受けられます。そこに弱点があり、控訴審ではそこも争われることになると思います。

原告団より「FALPAの決議=「支援声明」について報告

講演の後には活発な意見交換と質疑がされました。原告団の長澤事務局次長からは、ILOへの取り組みとIFALPAの声明（総会決議）について報告がされました。世界中のパイロットが所属するIFALPAが、日本

の空が危ないと危機感を持ち、日本航空のパイロットの解雇撤回闘争を支持する声明を全員一致で採択したとの報告に、場内も感動に包まれました。参加者一同、控訴審に向けて気持ちを新たにした一日でした。

6月1日 金山駅で恒例の「1の日宣伝行動」を実施



6月1日「愛知の会」ののぼりがデビュー

学習会前日の6月1日、JAL解雇撤回愛知の会は毎月実施している「1の日宣伝」を金山駅頭で行いました。

JAL解雇撤回愛知の会で作成した、オリジナルにのぼり旗は、この日が初デビュー。

当日は、約30名の方が参加者。夕方の駅頭を行き交う人々に不当解雇撤回闘争への支援を訴えるビラを、ポケットティッシュに織り込んで配布しました。

